

保護者等の皆様

兵庫県立但馬農業高等学校長

熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

小暑の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年4月から、熱中症警戒アラートの一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設されました。熱中症特別警戒アラートとは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送車数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。こうした想定の下、本校では、気候変動適応法の改正にともなう「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合の対応について、下記のとおり決めました。

保護者の皆様には、今後の対応について、ご理解をいただきますとともに、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 熱中症特別警戒アラートについて

(1) 位置付け

気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合

(2) 発表基準

兵庫県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35に達すると予想される場合

(3) 発表時間

前日午後2時頃

2 本校の基本方針

(1) 授業日に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、原則臨時休業とする。

(2) 土曜日・日曜日、国民の祝日、長期休業中および学校閉庁日に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、その日の当番・部活動は原則中止とする。

3 熱中症特別警戒アラートが発令された際の対応フロー

(1) 前日

ア. 環境省記者会見（午後2時、アラート発令予告）

イ. 本校にて翌日の対応を検討

ウ. 結果を保護者等宛にマチコミを通じて連絡

(2) 当日

ア. 必要に応じて、Google クラスルームにより生徒の健康状態を確認

イ. マチコミ、Google クラスルームにより翌日以降の対応を保護者等、生徒へ連絡